

21世紀日本の「平和主義」と「民主主義」に関する一考察 —日本の「市民社会」の危うさと克服への視点—

上村 英明
(PRIME 客員所員)

1. はじめに：問題意識

21世紀に入った日本とその「市民社会」は、大きく試行錯誤の中にあると評していいのかもしれない。2009年9月～2012年12月にかけて民主党の政権が誕生したが、それ以前には、小泉純一郎の長期政権（2001年4月～2006年9月）を中核とする自民党政権が続き、2012年12月には自民党が総選挙で圧倒的な勝利を収め、日本の「平和主義」や「民主主義」に対する「脅威」ともいえる安倍晋三政権（第2次安倍内閣）が誕生して現在に至っている。とくに、第2次安倍政権の下で、「平和政策」が大きく後退した。例えば、2013年12月には安全保障に関するとされる情報を政府が「自由に」指定・管理し、漏洩者に罰則を定める「特定秘密保護法」が成立した。その後、2014年10月にはこの運用基準が閣議決定され、法律の施行もその年の12月10日に定められた。また、2014年4月には「武器禁輸三原則」が廃止され、実質的な武器輸出解禁を認めた「防衛装備移転三原則」が閣議決定された。そして、7月に訪豪した安倍首相はトニー・アボット豪首相との間で、最初の政策展開である「日豪防衛装備品技術協定」に調印し、最近の新聞報道によれば、日本政府は国産潜水艦技術の輸出に関する具体的交渉を始める⁽¹⁾。さらに、2007年4月に第1次安倍内閣により首相

の私的諮問機関として設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」が2013年2月に再開された。翌2014年5月にはこの懇談会報告書が提出され、これを受けた形で7月には従来の憲法解釈を変更し対米軍事協力を深化させる「集団的自衛権」の行使を可能だとする閣議決定が行われた。

こうした安倍政権の動きに対する反対運動が、抗議団体の結成（2014年4月の「立憲デモクラシーの会」など）、抗議集会やデモ、講演会や勉強会の開催という形で行われており、これらの努力に敬意を払うと同時にさまざまな形で協力を惜しまない。が、こうした抗議行動だけで、戦後日本の「平和主義」の危機ともいえるこの動きを止めることができるのだろうか。私の問題意識をまず整理しておきたい。

第1に、これらの平和政策転換は、本当に「平和主義」の問題なのだろうか。別の言い方をすれば、こうした超保守主義の広がりの本質は何なのだろうか。「集団的自衛権」に関して、「立憲デモクラシーの会」は、立憲政治に対する挑戦だと受け止める。確かに、今回の解釈改憲は憲法を尊重する立憲政治の否定ともいえるが、超保守主義の流れは単なる憲法を軽視するという問題だけなのだろうか。

第2に、これらの平和政策転換の動きに対する反対運動は、問題を安倍政権あるいは安倍晋三個

人の政治思想の問題として位置づけることが多い。しかし、安倍首相がそのシンボルであるとしても、果たしてこうした動きの根本といえるだろうか。少なくとも、21世紀に入り日本社会の「右傾化」は大きな流れであり、小泉純一郎政権の下での「対テロ特別措置法」（2001年10月）、「イラク復興特別措置法」（2003年7月）の成立や議論なき自衛隊の海外派兵は現在の政策展開の背景でもあった。この点を考えれば、たとえ安倍を退かせたとしても、与党自民党には彼の閣僚を含めて、後継者はいくらでもいるし、自民党よりもいくつかの点でさらに保守的な維新の党（2014年7月日本維新の会が解党し、橋下徹グループが結いの党と合流して、維新の党を結成）や次世代の党などにも「同じ穴の貉」は少なくない。やや視野を広げれば、野党・民主党の中にもこの路線の支持者はいるだろう。だとすれば、超保守主義が日本社会の中でこれほど力をもってきた原因とは何なのだろうか。

第3に、第2の問題意識の延長で考えれば、こうした超保守主義の流れを止め、日本の歴史経験に根差した「平和主義」を再構築するために、どのような運動やビジョンが必要なのだろうか。現在の「平和運動」は、率直に言えば、個々の個人やグループの活動ではあっても、市民社会全体に広がってはいない。いわば、点と線を確保しているにすぎず、どうこの流れを面や立体に再構築できるかに関しては明るい未来がみえにくい。

こうした問題意識に基づき本稿では議論を進めたいと思うが、そこでは、安倍政権やその取り巻きである「保守勢力」を問題にするだけでなく、私も自ら属していると考えている、「革新」や「リベラル」あるいは「左派」と呼ばれた人々やその運動の問題についても考察してみたい。こうした政治課題には、かなりの門外漢だが、一人の市民として、また10年以上大学教育に関わってきた教員としてあるいは30年以上市民運動に従事してき

た活動家として、「体験的」に知見をまとめることを許していただきたい。

2. 21世紀の「市民社会」の変容：

冷戦構造の崩壊と戦争体験の消滅

まず、第2の問題意識から考えてみたい。戦後日本の「平和主義」を突き崩す超保守的な傾向がいつごろから始まったと考えればよいのであろうか。さらに、その土台はどんな構造をしているのだろうか。政治学者の中野晃一は、こうした「右傾化」を20年前に始まった⁽²⁾と指摘するが、これは筆者の感覚とも一致するし、大まかにこうした問題を危惧する他の政治学者や研究者とも共有できる。20年前といえば、1994年だが、大雑把に言って、1990年代がその転換点といえる。この時代に何が起きたのであろうか。その特徴として、以下の3点を改めて確認してみたい。

第1に、平和あるいは安全保障を考える枠組みが大きく変化したことである。実は、戦後日本社会には、「保守」対「革新」と呼べるイデオロギー上の対立が存在し、その中心は安全保障問題と経済体制・労使関係の問題であり、それは政党間の対立に結びついてきた。親米的で資本主義を擁護し、財界を支持基盤とする自民党と、社会主義を標榜し、労働組合を母体とする社会党の対立⁽³⁾で、その成立時期から「五五年体制」と呼ばれ、これは日本の「平和主義」の問題とも密接に関わってきた。単純化すれば、「保守」は資本主義であると同時に戦争勢力であり、「革新」は社会主義であると同時に平和勢力であるという図式であった。第二次世界大戦を引き起こした日本が「資本主義の最高段階としての帝国主義」国家として軍国主義を拡大し、多くのアジア・太平洋の人びとの犠牲の上に悲惨な敗戦を迎えたことから、この考え方は、理論だけではなく、歴史体験に合致するものでもあった。「平和主義」は、本

来、自由主義・功利主義、社会主義、キリスト教などの系譜をもつが、こうした単純化は、私自身を含めて、労働運動からキリスト教左派に至る広い範囲の日本の「革新勢力」に強い影響力をもったマルクス主義の思考パターンであった。「アメリカ帝国主義・米帝」という用語は、最強の資本主義国家である米国が飽くなき経済利権を追求する戦争勢力であることを表現する言葉であり、この米国と軍事協力を容易にするという意味で、「集団的自衛権」の閣議決定は、「戦争への道」を切り開くというポジションに辿り着くことになる。

しかし、現在の日本社会は、この思考パターンをすでにトレースすることができない状況にある。少なくとも、1990年代に起きた二つの出来事がその原因だろう。

一つは、1990年代には第二次世界大戦後の世界を支配してきた「冷戦構造」に終止符が打たれたことだ。1991年の共産主義国家ソ連の解体によって、資本主義が社会主義に「勝利」したとされ、二つの超大国による軍事的あるいは経済的対立は解消され、米国も軍事力の矛先をテロリスト集団やイスラム社会に向け始めた。つまり、この時代以降に教育を受け、「冷戦構造」を経験したことのない世代には、安全保障を基準に「保守」と「革新」の軸で平和を区分する考えが遠い世界になってしまった⁽⁴⁾。

いくつかの研究によれば、安全保障を軸に「保守」と「革新」を分ける政治的枠組みは、現在の40歳代と50歳代間に大きな分岐点があるとされる⁽⁵⁾。「自民党を保守、共産党を革新の端に置く伝統的な保革イデオロギー理解は50歳代以上の高齢層においては観察できるが、40歳代以下の有権者の間では共有されていない・・・」⁽⁶⁾。これを「保守」と「リベラル」という軸に置き換えると、20歳代と30歳代は「最もリベラル」な政党を「維新」という言葉から日本維新の会（現在の維

新の党）と理解している⁽⁷⁾。この「保守」と「リベラル」の分岐点はさらに若くなって30歳代と40歳代の間であり、またこの若い世代は、政治的なラベリングに関して、「わからない」と回答するDK（Don't Know）率が明らかに高い⁽⁸⁾。筆者が教鞭を執る複数の大学でも経験することだが、若い世代では、単純に、憲法を守ろうとするから共産党や社民党は「保守」、憲法を変えようとするから自民党は「革新」と評価するか、あるいはその関係性をまったく理解できないかのどちらかであることが少なくない。これは、ソ連崩壊後、共産主義の旧体制を守ろうとした勢力が「保守」、自由主義や資本主義を導入しようとする勢力が「革新」と呼ばれた現象と通底するのかもしれない。同じことは、小泉が、イタリア共産党が打ち出した「構造改革」という言葉を悪用して、民営化という究極のグローバル資本主義化を「聖域なき構造改革」という政策スローガンで表現したことは記憶に新しい。因みに、日本の伝統的な「平和主義」をバラバラにした大きな責任は、新自由主義者であるこの小泉にある。

もう一つ、第二次世界大戦前生まれの人口が急激に減少している。総務省の「人口推計」によれば、2013年10月1日時点での日本の総人口1億2729万8000人に対し、戦後生まれ比率は79.5%に及ぶ⁽⁹⁾。戦前生まれの人口の構成比はわずか20.5%で、決定的な少数派となった。直接の戦争体験をもたない世代は確実に増加し、軍国主義や帝国主義の「記憶」や「体験」は歴史に変化している。つまり、イデオロギーを基準に「理論」的に「平和」を認識しないまでも、「体感」として「平和」の重要性を知る世代も圧倒的に少なくなっているということである。一方で若い世代に向けて戦争体験を語り継ぐ取り組みは続けられているが、こうした日本の平和教育の多くは終戦間際本土への空襲や被爆を中心とする「悲惨な戦争体験」の学習プログラムであり、「戦争」を広く

政治構造や経済構造から語る視点にむしろ欠けていると断言してもよい。例えば、日本私学大学連盟が発行する『大学時報』は、2013年の学徒出陣70周年を記念して「今、大学は『平和』にどう取り組むか」⁽¹⁰⁾という特集を組んだが、掲載された4本の論考の内3本は、戦争体験の語り継ぎであった。他方、筆者は、恵泉女学園大学での1年生に向けての必修科目「平和研究入門」で、ディズニーが2001年に製作した映画「パールハーバー」の一部を視聴して学生たちと、この歴史的事件を米国人とどう議論をするかという授業を行うが、学生たちの少なからぬ感想は、「日本が戦前軍事大国であることを知らなかった」というものである。つまり、高校時代に平和教育を受けた学生も、その多くは、日本人が苦労を重ねた悲惨な戦争をただただ繰り返してはならないと学んだだけであって、それから少しでも外れるものに対する理解は極めて乏しい。

第2に、大規模な無党派層の形成と、それに連動する投票率の全体的な低下を指摘できる。「冷戦構造」の崩壊と並行して、1993年8月の細川護熙による非自民非共産連立政権の誕生は、日本における「五五年体制」の解消の契機となったが、その後の保守系二大政党の組み換えと小規模政党の合従連衡は、日本の市民による政治そのものへの関心を低下させたとみることができる。例えば、時事通信社が行っている政党支持に関する月別調査で、無党派層は、1989年8月～1993年8月の平均で48.8%であったのに対し、1996年1月～2004年8月の平均は61.6%に跳ね上がった⁽¹¹⁾。その後も40%台に戻ることはなく、2012年以降では70%を超える月がスタートした。これに比例して、投票率も下がり始めた。1990年代以降の衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙の投票率の推移は以下の通りである⁽¹²⁾。

衆議院議員総選挙・投票率

1990年：73.31%、1993年：67.26%、1996年：59.65%、2000年：62.49%
2003年：59.86%、2005年：67.51%、2009年：69.28%、2012年：59.32%
参議院議員通常選挙・投票率
1992年：50.72%、1995年：44.52%、1998年：58.84%、2001年：56.44%
2004年：56.57%、2007年：58.64%、2010年：57.92%、2013年：52.61%

1990年代以前の衆議院議員選挙でいえば、戦後は終戦直後の1946年の第22回総選挙から1986年の第38回総選挙まで17回行われたが、この間の最高投票率は1958年の76.99%であり、最低投票率は1983年の67.94%である。そして、17回の内13回は、投票率が70.0%を超えていた。しかし、表にみるように、1990年と2009年総選挙の投票率はやや高いものの、これら8回の選挙では投票率が70.0%を超えることがなくなり、またその内3回はこれまでになかった投票率50.0%台で、2012年の59.32%は衆議院議員総選挙の投票率のワースト記録となった。他方、参議院議員通常選挙でも同じ傾向を指摘できる。1990年代以前の参議院議員選挙は、1947年から1989年まで15回実施されたが、この間の最高投票率は1980年の74.54%で、最低投票率は1983年の57.00%であった。また、15回の内9回の選挙で投票率は65.0%を超えている。しかし、表のように、1990年代に入ると、投票率は60.0%を超えることなく低迷し、1995年の44.52%は史上最悪の数字となった。

かつて、1960年代～1970年代に、当時の学生運動に参加しなかった、政治運動に関心のないあるいは関心はあっても特定の党派に属することを嫌った人びとは無党派層、「ノンポリ」と呼ばれたが、1990年代以降は、ある意味こうした層が日本の有権者の多数を占めるようになったといえる。1995年の新語・流行語大賞はこの「無党派」

で、この年東京・大阪の都知事・府知事選挙で青島幸男、横山ノックを当選させる原動力になったともいわれている。その点、この層をどう評価するかは政治学者の中でも意見の違いがあるようだが、21世紀におけるこの層は、積極的に無党派を選択したというよりも、どうせ政治は変わらず、むしろ自分は目の前の生活や幸せの確保に忙しく、難しいことは「偉い人たち（いわゆるエリート層）」に任せておけばよいと考える層である確率が高い。学歴の高低に拘らず、政党ばかりでなく、政策にも関心を示さない層⁽¹³⁾とみてよいだろう。小泉政権の「劇場型政治」と言われたポピュリズム（大衆扇動主義）に動員され、踊ったのも、また安倍政権の閣議決定を乱用する政治手法に怒らないのも、この政治的無関心層だと思えるからだ。

第3にそして最後に、もう一つの特徴を付け加えておこう。第一点そして第二点とも大きく関連するが、日本の伝統的で集団主義的な組織経営スタイルに代わって、新自由主義のグローバル競争原理がこの時代に導入されたことだ。新自由主義の唱道者で、後に転向した経済学者中谷巖によれば、この原理は、1990年代に導入が始まり、支配的な地位を獲得するのは小泉政権の誕生によってである⁽¹⁴⁾。そして、郵政事業や道路公団の民営化、労働市場規制緩和など、新自由主義的な政策が怒涛のように開始された。こうした経済の大きな転換の中で、自己責任が求められると同時に雇用は不安定になり、社会的なセーフティネットは急速に縮小していった。大学生に関していえば、これに呼応して、企業からは即戦力になる学生の教育が、また学生や保護者からは資格や専門技能の取得、「キャリア教育」の充実が求められた。

この流れは、社会不安の中で、目の前の身近な問題にしか関心をもたない市民層を大量に育成しているし、彼らの多くは、IT社会が進展する中で、社会性を失い、孤立化している。因みに、マイク

ロソフト社から1995年にはWindows95が発売され、その年の阪神淡路大震災を機に一般メディアで「インターネット」が紹介されるようになった。また、1999年には、IT社会とグローバル化の進展の中、「ニート」や「フリーター」が問題となり、それに対応すべく、中央教育審議会の報告書に「キャリア教育」という概念が登場する。

2005年に、三浦展は、「インターネット」でグローバルな文化に触れながらも「生きがい」を失い、小さな空間に安住する新しい社会階層を「下流社会」⁽¹⁵⁾として描き出し、篠原一はこれを「社会の原子化・断片化」と呼んで、近代社会の進展に伴う病理現象とも位置づけた⁽¹⁶⁾。歴史やコミュニティから切り離され、社会不安の中で目の前の生活に忙しいこうした無党派層は、確かに社会病理的な側面を強くもつようになるのだろう。その極端な事例が1996年に結成された「新しい歴史教科書をつくる会」、2007年に活動を始めた「在日特権を許さない市民の会」などに引き寄せられる市民層だといえる。この新自由主義的政策の展開によって生み出された階層の多数派が、政治的にいえば、小泉政権が演出した「劇場政治」のようなポピュリズムの支持基盤になったと考えていいかもしれない。

これら三つの特徴をもった社会が、安倍政権による、「平和主義」に真っ向から挑戦する超保守的な政策が展開される時代の「土俵」であることは認識しておいてよいだろう。

3. 新たな「平和主義」の構築に必要なものは何か

日本の「市民社会」が変容してきていると仮定して、第3の問題意識の考察に移りたい。これにも、二つのポイントがある。一つは、「平和主義」を確保するための社会システムの構築に、もう一つは、従来の「平和運動」・「平和教育」のあり方

に関するものである。そして、ここでの主張の目的は簡単だ。前節の議論で紹介した社会を転換するには、私の属する「革新」「リベラル」派の発想の流れとしては、市民の政策決定への参加を進める「参加デモクラシー」や多様な市民の討議を政策決定の土台とする「討議デモクラシー」⁽¹⁷⁾の再強化が不可欠な課題とされるだろう。そこまではよい。しかし、これらの論客のほとんどが、依然として地方分権、市民参加、NGOの役割に過剰な期待を示すことには大きな問題がある。例えば、NGO活動に30年以上関わってきた「経験」からいえば、グローバル化時代にNGOも確実に体制化、保守化してきた。NGOに対する資金の流れが、政府からも財界からも太いパイプでできあがり、これらステークホルダー間の話し合いが確保されるようになると、それは「討議」ではなく「談合」に近いものになりつつある。また、市民参加の政治の最先端を走ってきた東京・生活者ネットワーク（1977年設立）のような地方政党も「二大政党制」や「劇場政治」の波に吞まれて、党勢は必ずしも順調ではない。さらに、保守系「草の根」市民団体も台頭している。地方においても、2010年に立ち上げられた大阪維新の会のような保守系の地方政党も活発な活動を続けており、地方議会においても自民党よりさらに保守的な政党に属する若手の議員も少なくない。その点、ここで議論したいのは、「参加デモクラシー」や「討議デモクラシー」を実現するためにも、日本社会にさらに何が必要かを今一度考えることにある。

1) 日本の「民主主義」を補強するシステムとしての「投票の義務制」の導入

まず、新たな社会システムの構築に関する問題を考えてみたい。高校や中学の教科書には、国政における日本の民主主義の構造が図示されている。一般的に言えば、まず、土台としての日本国

憲法があり、その上に、立法府・行政府・司法府の三権が分立し、それぞれに「均衡と抑制」の矢印で示された権限が紹介されている。主権者である「国民」がどこにいるかといえば、一般に三角形の中央に位置づけられており、「国民」からは三権のそれぞれに向かって矢印が伸びている。立法府に対する「選挙」、行政府に対する「世論」、そして司法府に対する「国民審査」である。しかし、改めて見直すと、これらのいわゆる「国民」の参加は限定的であり、その結果三権分立も十分に機能していない。まず、「選挙」はジャン・ジャック・ルソーが批判したように、選挙のときだけ市民を自由にするにすぎない。「世論」は、行政府とくに政権に一定の圧力をかけることがあるが、安定的に行政府をチェックする具体的な権利とはみなしえない。むしろ、政権によって「世論」が操作されることも多いことは周知の事実である。最後の「国民審査」では、最高裁判所裁判官を罷免する権利を「国民」がもつが、その開始以来、この制度で罷免された裁判官は誰もいない。まったく機能していないのである。つまり、単純化すれば、日本の民主主義制度は、「エリート」である議員や官僚を中心に回っており、「国民」あるいは「市民」の参加はもともと制度的に弱体なのである。そこに市民社会の先述したような変容が起こったとすれば、多くの市民が「自由から逃走する」あるいは「逃走させられる」のは当たり前かもしれない。

もちろん、1970年代以降、欧米においてはキャロル・ペイトマン、日本においては松下圭一などによる理論化と並行して、「参加デモクラシー」の挑戦が高揚した時期もあった⁽¹⁸⁾。しかし、「参加デモクラシー」は地方分権、エコロジー運動など足元での政治参加を優先する傾向にあり、中央政治の制度改革には十分対応できなかった。そのため中央での政治改革は党改革、選挙改革や行政改革に焦点化され、こうした流れは、1990年代以

降、二大政党制と小選挙区制を軸に中北浩爾が分類するヨゼフ・シュンペーター流の「エリート競争型デモクラシー」⁽¹⁹⁾に取って代わられることになった。とくに日本社会では、「エリート」どころか、有名な政治家の家系から首相が輩出されるという「伝統的エリート」による政治支配が顕在化した。

さて、市民から「参加デモクラシー」を強化するために現在の民主主義制度に働きかけるべき最大のポイントは何だろうか。それは、研究休暇で2014年4月以降の半年オーストラリアで体感した「投票の義務制」⁽²⁰⁾である。「投票の義務制」は、正式に言えば、「選挙人名簿への強制登録」と「投票所への強制出頭」から構成されており、投票そのものは強制ではない。この制度は、一部の慎重派が指摘するように投票の自由を否定するものではないのである。

その歴史は、まず1919年のクイーンズランド州の州議会議員選挙に始まり、1942年までにすべての州で実施されるようになった。他方、連邦議会議員選挙に関しては、1924年に法制化され、1925年の選挙から導入された。日本と同じく50%～60%を低迷していたとされる連邦議会選挙の投票率は、その後90%を下回ったことはなく、現在でも95%前後で安定している。これは、従来、高い投票率によって立法府の正統性を高める点、また組織票や利権団体の影響を縮小する点が注目されてきた。

今日の日本の市民社会の状況を考えるときに、これらの理由に加えて、以下のような点が評価されてよいだろう。それは、投票行動の義務化によって、有権者の政党や政策への関心が中長期的に高まり、無党派層や浮動票が減少する点である。戦後日本の市民社会の伝統的な政治課題は、一党独裁による利益誘導政治と官僚支配の打破であり、その目的の下で「小選挙区制」や「マニフェスト選挙」の導入が行われた。しかし、現在、第

三の政治課題として無党派層や浮動票の縮小を挙げることができるだろう。従来の政治でも政党や政策への関心を高める努力として、2003年に始まった英国モデルの「マニフェスト選挙」が始められた。ところが、本家の英国にもなかった数値目標、達成時期、財源の裏付けを必要条件としたことで、制度そのものが硬直化し、現在は頓挫した観が強い⁽²¹⁾。また、「小選挙区制」も野党の離合集散とこの無党派層の広がり下、政権交替の道具として機能していない。「投票の義務制」は、別の形で政策本位の政治の基盤となるものであり、同時に政権交替の可能性を高めるものでもある。また、有権者を投票所へ動員するエネルギーを使わなくて済み、候補者もより草の根レベルで市民との政策対話、つまり「討議」を強化することができる。さらに、くり返すが、無党派層や浮動票の縮小は、現在の政治状況での日本の市民社会や民主主義を確保するために極めて重要な機能のように思われる。もともと集団主義や権威主義的な発想が強い近代日本社会の特質の中で、有権者が屈折した形で「原子化・断片化」される中、カリスマに票が流れる構造は、全体主義的な独裁政権を作りやすい。この危険性を私たちは小泉政権や現在の安倍政権ですでに経験している。

もちろん、「投票の義務制」は、「革新」で「リベラル」な政権の誕生をそれ自体で約束するものではない。オーストラリアでは、労働党政権の政策展開への失望から、安倍政権との友好関係を明言する新自由主義者のアボット政権が、2013年9月に成立した。しかし、この政権による超保守的な政策の展開に比例して、オーストラリア各地で批判の声が上がっており、次回の総選挙での政権交代が普通の市民の間でも議論されている点は興味深かった。

その他にも、民主主義の確保や強化のためには、全般的な制度の再検討が日本社会では不可欠である。ここでは指摘だけにとどめるが、「行政

府」や「司法府」の中で政策討議に参加制度を強化するためには、国連経済社会理事会 NGO 制度と同じような NGO の登録制度を設置するのもよい。現在のパブリック・コメントをインターネットで集める手法はより広く市民の声を聴く長所をもつ反面、別の意味でポピュリズムの土台となり兼ねず、また行政がそれをどう政策に反映させるかの手続きも確立されていない。

さらに、憲法解釈を内閣が勝手に行う時代には、従来の司法制度から独立した「憲法裁判所」の設置や、裁判官がその良心と法律にのみ拘束される独立した存在（憲法第76条）であることを前提に、「最高裁判所長官・裁判官に対する裁判官自身による公選制」なども検討されてよいだろう。最高裁判所裁判官に「国民審査」が機能しない状況では、三権の長の一つである最高裁判所長官が内閣によって指名される、あるいは最高裁判所裁判官が内閣によって任命される制度は、「行政府」による「司法府」の支配を意味し、とくに閣議決定が多用される時代には重要な課題となる。

もう一点、第4の権力といわれるメディアに対しても考えを述べておきたい。グローバル化の時代には、メディアのさらなる商業化は、民主主義の「見張り役」としての自らの役割を、際限なく低下させている。この意味では、メディアの再構築も重要である。個人が双方向に発信できるソーシャル・メディアの役割にも期待されるが、同時に権力機構を監視できる市民メディアあるいはオルタナティブ・メディアの役割は重要である。日本でも、2001年に Our Planet TV やレイバーネット TV が誕生したことは大きな可能性だろう。同時に、私たちは、いわゆる公共放送である NHK の機構的民主化にも大いに関心を持ち、取り組むべきだ。安倍政権との関係でいえば、2013年11月に NHK の最高意思決定機関である経営委員会（全体で12名）の新たな5人の人事が国会で可決

された。国会の勢力を反映して、その内4人は安倍首相に近い人脈からの人物であり、経営委員会の大きな仕事の一つは NHK 会長の人選であった。そして、翌2014年の1月には NHK の新会長となった舛井勝人、2月には経営委員百田尚樹の問題発言が注目され、発言者と同時に安倍首相への批判が集中した。しかし、憂慮すべきことは、グローバル化の時代に商業主義に流されないという意味で重要な役割を担っている公共放送の人事が、国会や政権与党など時の権力によって決定されているという制度上の問題である。

2) 「平和運動」や「平和教育」と「討議デモクラシー」の実現

これまで展開してきた議論から「平和運動」や「平和教育」のあり方に対する問題提起は一定程度理解していただけたらう。研究休暇から帰国したばかりの私は、安倍政権の「集団的自衛権」の閣議決定などに反対するチラシやブログなどで、「教え子を戦場に送るな」、「暴挙」、「暴走や専制」、「戦争のできる国にするな」という表現を何度も見かけたが、これらの言葉はむしろ「五五年体制」的な価値観を背景にした表現ではないだろうか。たぶん、考えを同じくする「仲間」には通用するが、「革新」「リベラル」派が本来目的とすべき普通の市民層に、容易に理解されるとは残念ながら思えない。さらに、私の大学教員の経験からみても、「原子化・断片化」された若い世代は、押し付け型で上から目線の議論に、嘘くささや胡散臭さを感じ、その内容ではなく、そのスタイルに直観的な反発を感じる。確かに、安倍政権による平和政策の転換は「暴挙」である。しかし、「暴挙」であるという点から議論を始めても、いわゆる無党派層には理解されない確率が高い。つまり、説得には基礎や背景からの丁寧な説明と、こうした世代の目線に沿った話し方が不可欠だということだ。残念なことだが、「平和運動家」や

「平和教育」の関係者の中にはエリート主義的で、権威主義的さらに原理主義的な人物が少なくない⁽²²⁾。彼ら、彼女らは、「保守」対「革新」、「資本主義」対「社会主義」という二元論的な構造が好きであり、「平和」は正義である。そのため、「暴挙」や「アメリカ帝国主義」という言葉から話を始め、正論を聞けと持論を展開する。

しかし、平和を説くことは、個人の資質の問題を別にしても、現在それほど易しくない。政治哲学者である松元雅和は、その著書『平和主義とは何か』で、平和主義が現在対話をしなければならない相手として、正戦論、現実主義そして人道介入主義を取り上げ、とりわけ、人道介入主義こそが現在の「平和主義批判の急先鋒」であると結論している⁽²³⁾。つまり、第二次世界大戦前後と違って、今日、正戦論や現実主義を「大義」に掲げて、戦争や軍事行動を起こす政府はほとんどないと言ってよい。多くの場合は、他国で起きている人権侵害や不正義の広がりを阻止することが「大義」である。人道介入主義の難しさは次のような正義と平和の矛盾した関係性の例を考えれば理解されるだろう。警察の行動は正義の実現を目的にしているからこそ、武器を携行し、その使用を認められている。パートランド・ラッセルは、アドルフ・ヒトラーとナチズムを倒すために第二次世界大戦を支持したし、ネルソン・マンデラはアパルトヘイトと闘うために軍事組織を創設したが、二人とも「ノーベル平和賞」の受賞者である。決して「平和主義」は間違っていないが、「人道介入主義」を超えるためには、丁寧な論理展開と一定の平和主義的行動が不可欠であり、今日、「集団的自衛権」の問題を議論する場合でも、こうした理論的準備は必要である。

もう一つ、市民を基盤にした「参加デモクラシー」や「討議デモクラシー」を否定して、議員や政党中心の「エリート競争型デモクラシー」を推進した政治家に、維新の党の橋下徹がいる。彼

が持論とした「決定できる民主主義」⁽²⁴⁾というスローガンにも注目してみたい。彼の主張を大ざっぱに反転させれば、「参加デモクラシー」や「討議デモクラシー」は「決定できない民主主義」であり、「決められない政治」⁽²⁵⁾を生み出す原因である。この点も日本の「平和運動」や「平和教育」のあり方にとって重要な意味を包含している。日本の市民社会では、「参加」や「討議」を行うための話し合いの手法が成熟しておらず、その教育も不十分である。私のゼミの中にも、「革新」「リベラル」派に属し、行動のできる学生がいる。彼女たちに、ではその立場に反対する人たちはどんな論理や価値に立脚しているのかと聞くと、うまく答えられない。考え方の違う相手の論理をきちんと把握していなければ、その相手と闘おうとする自らの主張も実は脆弱なのであり、議論は「建設的な対話」に発展しない。これは、日本の近代市民社会の特徴かもしれないが、まさに「保守」「革新」の二元論や原理主義の下で、相手を追い詰めることが議論の目的になっており、相手の失点や言葉尻を捉えることも是認されている。そうした影響か、この国では国会中継をはじめとして、感動する論戦になかなか出会うことがない。

さらに、「普遍的価値」の教育を指摘しておきたい。篠原は「討議デモクラシー」の基礎には「対話倫理」が不可欠⁽²⁶⁾と説くが、筆者は2013年に『大学時報』に書いた論考で、まさに「平和教育」としての「普遍的価値」の教育を提案した⁽²⁷⁾。何をもって「普遍的価値」とするかは定義そのものを考察しなければならないが、この価値の共有がなければ、「建設的な対話」の存在は難しいと考えている。例えば、原子力発電所の事故を巡って、賛成派と反対派の討論があれば、立場の違いはあっても、すべての討論者に「知る権利」の重要性が共有されていなければならない。別の事例でいえば、現在問題となっているヘイトスピーチ

(憎悪表現)に対する議論が「表現の自由」を主張する原理主義者とぶつかるのも、人権上の「少数者の権利」や「多文化・多民族主義」という概念がこの社会の「普遍的価値」となっていないからである。「先住民族の権利」に取り組んできた個人的な経験からいっても、この30年間「保守」派ばかりでなく、「革新」派の中にも存在する「単一民族(国民)国家」主義者と闘わざるをえないことが少なくなかった。要約すれば、人権や環境、開発や平和に関するいくつかの基本原則とその意義が社会で共有されていなければ、多様な立場をもった人々の「建設的対話」が成立することは難しく、それが成立しなければ、「参加」や「討議」は「決定できない政治」手法として排除されてしまい、言葉を暴力的に利用する「参加」や「討議」が横行する。草の根の保守的な運動や体制化したNGOによる「参加」やそうした人々との「討議」の難しさもこの点にある。

以上のように、「平和運動」や「平和教育」には、とくに変質した市民社会における「討議デモクラシー」の価値とあり方が再検証されるべきであろう。

4. 日本社会における「平和主義」と「民主主義」の再建のために

荒っぽい議論ではあったが、最後に第1の問題意識に戻りたい。安倍政権によって行われている平和政策の転換は「平和主義」の問題なのだろうか。私の答は否である。「平和主義」の問題に見えながら、その本質はここで展開したように「民主主義」の問題である。研究休暇中には、キャンベラでオーストラリア国立大学のテッサ・モーリス・スズキや韓国の同僚たちと「オーストラリア民主主義博物館」を訪れた。この博物館は、1988年まで使用されたかつての国会議事堂であり、オーストラリア民主主義の光と闇がよく展示され

ていた。しかし、日本には「平和」の博物館は多いが、「民主主義」の博物館はあまり聞かない。せいぜい「憲政記念館」だろうが、立憲主義だけが民主主義ではない。それは、日本社会が「民主主義」や「民主化」の問題と真っ向から取り組んでこなかったからではないだろうか⁽²⁸⁾。

もちろん、一般的にいて、「民主主義」は「平和主義」の同伴者ではあるが、両者は同じではない。「民主主義」の下で、「平和主義」が脅威に晒された歴史も少なくはない。しかし、21世紀の日本社会を考えたとき、「民主主義」の議論を棚上げにして、「平和主義」を語るができるとは思えない。本稿がその一助となれば、幸いである。

(付記：本稿の校正中の2014年12月14日に第47回衆議院議員総選挙が実施され、投票率は史上最悪の52.66%となった。アベノミクスばかりでなく安倍政権の重要な平和政策が問われたにも拘らず、有権者はその「暴挙」を認知できなかったと考えられる。)

註

- (1) 読売新聞、2014年10月7日朝刊。
- (2) Nakano, Koichi, 'Is Japan shifting to the Right?', "Australia and Japan in the Region", Vol. 2, No. 2, March, 2014.
- (3) 中北浩爾『現代日本のデモクラシー』岩波書店、2012年、31頁。
- (4) 山口二郎は、1990年代に始まった地域紛争は、善対悪、正義対不正義という、資本主義対社会主義の対決に比べて、分かりやすい構造を持ち、そのため、中立という態度が正当化されなくなったと指摘している。(山口二郎『戦後政治の崩壊—デモクラシーはどこへゆくか』岩波書店、2004年、41頁)。
- (5) 次の文献を参照。樺島郁夫、竹中佳彦『現

- 代日本人のイデオロギー』東京大学出版会、1996年。大嶽秀夫『日本政治の対立軸：93年以降の政界再編の中で』中央公論新社、1999年。
- (6) 遠藤晶久、ウィリー・ジョウ「イデオロギーラベル理解の世代差に関する実験的検証」『早稲田大学現代政治経済研究所 (Working Paper Series)』、No. J1402、2014年、1頁。
- (7) 同上、4頁。
- (8) 同上、6～7頁。
- (9) 総務省「人口推計－平成25年10月1日」2014年、6頁。<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2013np/pdf/2013np.pdf>
- (10) 日本私立大学連盟『大学時報』、第353号、2013年11月。
- (11) 前田幸男「時事世論調査に見る政党支持率の推移 (1989-2004)」『中央調査報』、2005年3月。
- (12) 総務省 HP「国政選挙における投票率の推移」
<http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyos/news> (2014年10月10日)
- (13) 田中愛治によれば、典型的な無党派層は学歴が低く、政治的関心が低い故に政党支持を持たない集団であり、1960年代末から学歴が高く、政治的関心が旺盛なるが故に無党派となった層が拡大したとされる。(中北、前掲書、115頁)
- (14) 同上、24～25頁。また、以下参照。中谷巖『資本主義はなぜ自壊したのか－「日本」再生への提言』集英社、2011年。
- (15) 三浦展『下流社会－新たな階層集団の出現』光文社、2005年。
- (16) 篠原一『市民の政治学－討議デモクラシーとは何か』岩波書店、2004年、128～130頁。
- (17) 同上、157頁。
- (18) 中北、前掲書、16～17頁および79頁。
- (19) 同上、14頁。もちろん「エリート競争型デモクラシー」が日本で選択された背景には、克服されるべき課題としての日本における官僚制あるいは官僚支配の問題がある。
- (20) 次の文献を参照。吉田善明「オーストラリアの選挙法制について」『法律論叢』第60巻第2・3号、1987年12月、295～327頁。
- (21) 中北、前掲書、95頁。
- (22) 例えば、山口二郎は、1990年代に「創憲論」を提唱したために、これに反対する「教条主義的なイデオロギー」を持った人々との出会いを紹介している。(山口、前掲書、43～44頁)
- (23) 松元雅和『平和主義とは何か－政治哲学で考える戦争と平和』中央公論社、2013年、181頁。
- (24) 中北、前掲書、191頁。
- (25) 朝日新聞 (2011年8月30日朝刊・社説) が野田佳彦政権に対して使用した。
- (26) 篠原、前掲書、158～159頁。
- (27) 上村英明「多元的な『平和学』から『市民的価値』を学ぶ」『大学時報』、第353号、2013年11月、76～81頁。
- (28) この点、日本の現行の国会議事堂の「博物館化」と、市民社会に見合った新たな議事堂の建設を提案しておきたい。

引用参考文献

朝日新聞、2011年8月30日朝刊・社説。

上村英明「多元的な『平和学』から『市民的価値』を学ぶ」『大学時報』第353号、2013年。

遠藤晶久、ウィリー・ジョウ「イデオロギーラベル理解の世代差に関する実験的検証」『早稲田大学現代政治経済研究所 (Working Paper Series)』、No. J1402、2014年。

大嶽秀夫『日本政治の対立軸：93年以降の政界再

- 編の中で』中央公論新社、1999年。
- 樺島郁夫、竹中佳彦『現代日本人のイデオロギー』東京大学出版会、1996年。
- 篠原一『市民の政治学—討議デモクラシーとは何か』岩波書店、2004年。
- 総務省「人口推計—平成25年10月1日」2014年。
- 中北浩爾『現代日本のデモクラシー』岩波書店、2012年。
- 中谷巖『資本主義はなぜ自壊したのか—「日本」再生への提言』集英社、2011年。
- 日本私立大学連盟『大学時報』第353号、2013年。
- 前田幸男「時事世論調査に見る政党支持率の推移(1989—2004)」『中央調査報』2005年。
- 松元雅和『平和主義とは何か—政治哲学で考える戦争と平和』中央公論社、2013年。
- 三浦展『下流社会—新たな階層集団の出現』光文社、2005年。
- 山口二郎『戦後政治の崩壊—デモクラシーはどこへゆくか』岩波書店、2004年。
- 吉田善明「オーストラリアの選挙法制について」『法律論叢』第60巻第2・3号、1987年。
- 読売新聞、2014年10月7日朝刊。
- Louth, Jonathon & Hill, Lisa, 'Compulsory Voting in Australia: Turnout with and without It', "Australian Review of Public Affairs", Vol.6 No.1, The University of Sydney, 2005.
- Nakano, Koichi, 'Is Japan shifting to the Right?', "Australia and Japan in the Region", Vol. 2, No.2, March, 2014.

参考 HP

- 総務省 HP 「国政選挙における投票率の推移」
<http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyos/news> (2014年10月10日閲覧)